

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第17条関係〕	別添1
農業	農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例〔農林水産省関係共同省令〕	別添2

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

農林水産省関係共同省令 : 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等  
規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添1及び2のシートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 19 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。

(別添 2)

農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例  
(地域農畜産物利用促進事業)〔農林水産省関係共同省令〕

【要件】

- ①当該事業の対象施設が国家戦略特別区域内の農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において同法第 3 条第 4 号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に設置しようとするものであること。
- ②多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供しようとするものであること。
- ③耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する予定のものであること。